

残留農薬等のポジティブリスト制度について

北海道消費者協会 商品テスト部 河道前 伸子

1. 消費者からみたメリット

- (1) すべての農薬、動物用医薬品、飼料添加物に規制が。
 758物質に暫定基準。その他は一律基準（0.01ppmを設定）。
 農薬 548 （現在の約2倍）
 動物用医薬品 238 （現在の約7倍）
 飼料添加物 19
- (2) 規制の対象は加工食品を含むすべての食品
 従来は野菜・果物等の農産物、畜水産物
- (3) 農薬等の取り扱い（使用基準の遵守など）がより慎重に。

2. 消費者からみたデメリット

- (1) 動物用医薬品の基準が7倍に増加。
 「食品衛生法」の「食品、添加物等の規格基準」第1のA食品一般の成分規格
 「1 食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし」
 平成7年から徐々にふえ、今回238物質に。大幅な緩和？

	H7	H9	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	合計
抗生物質	1		2	1	2	3	1		1	11
合成抗菌剤		2					2			4
内寄生虫用剤	3	3	2	2	2	1		1		14
ホルモン剤	2									2
成長促進剤									1	1
合計	6	5	4	3	4	4	3	1	2	32

※「不検出とするもの」の15物質は、9動物用医薬品と6農薬

- (2) 暫定基準の設定はコーデックス基準や海外の基準を優先しているため、現行の残留基準や登録保留基準より緩い基準になったものがある。
 例：カルバリルの場合 ハクサイ・キャベツ・大根など 1.0ppm（現行の残留基準）
 レタス・春菊・小松菜など 10ppm（コーデックス基準）
 クロルピリホスメチルの場合 小麦など 10ppm（コーデックス基準）
 大豆・ばれいしょ・バナナなど 0.05ppm（海外の基準）
 たまねぎ・にんじん・キュウリなど 0.03ppm（登録保留基準）
- (3) 分析方法の確立、検査体制の整備が遅れている現状。
 基準が有効に活用できるよう検疫所、各地の衛生研究所などの検査体制の整備

3. これからの課題

(1) 5年間に、食品安全委員会の健康影響評価を行い、ADIに基づく適正な残留基準の見直しが求められる。

更に従来の基準値についても見直しが求められる。

例：クロルプロファムの場合

ばれいしょ 50 ppm

小麦・キャベツ・にんじん・トマトなど 0.05 ppm

マラチオンの場合

小麦・たまねぎ・かぼちゃなど 8 ppm

大豆・ばれいしょ・だいこんなど 0.5 ppm

(2) 農薬、動物用医薬品等の使用基準の遵守とドリフト防止など使用方法の徹底。

(3) 海外の農薬、動物用医薬品等の使用実態の正確な情報収集と消費者への情報公開。

(4) 農薬、動物用医薬品等の分析機関、分析設備の充実。検査体制の強化。

(5) 分析結果に基づく迅速な対応と消費者への情報公開。